

柏市企業立地促進事業補助金交付要綱

制定 平成 29 年 3 月 31 日

施行 平成 29 年 4 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、柏市産業振興基本条例（平成 17 年柏市条例第 129 号）に基づき、市内において立地及び営業を行う企業に対し、企業立地促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新たな企業の立地の促進並びに雇用の拡大及び既存の企業の市外への流出の防止を図り、もって地域産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業施設 次に掲げる施設のうち、いずれかに該当するものをいう。ただし、東大柏ベンチャープラザ及び東葛テクノプラザは除く。

ア 工場 物の生産及び加工を行う施設であって、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）による大分類 E 一製造業の用に供するもの

イ 研究所 別表第 1 に掲げる産業に係る学術的研究、試験及び開発研究を行う施設

ウ その他の事業所 工場及び研究所以外の施設（商業施設を除く。）のうち、別表第 1 に掲げる産業に係る事業の用に供する施設

(2) 立地 市内において事業施設を設置することをいう。

(3) 企業 事業施設を当該企業が自ら設置して、営業をする法人その他の団体、組合又は個人事業主をいう。

(4) 操業 立地計画の認定を受けた事業施設の全部を事業の用に

供することをいう。

(5) 投下固定資産額 企業が立地を行うために取得した土地・家屋及び償却資産に係る経費であって当該立地に係る事業施設において営業を開始する日前までに要するものの額をいう。

(6) 事業従事者 立地計画の認定を受けた事業施設において、当該認定に係る事業に従事する者（当該事業を行う者が雇用する者に限る。）をいう。

（対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる各号をすべて満たす者とする。

(1) 当該立地に係る事業施設における建設に着手，又は取得もしくは賃貸借に係る契約の締結をする日前に市長に立地計画書（以下「立地計画書」という。）を提出して立地の計画について市長の承認を受けていること。

(2) 次の3つのうちいずれかに該当するもの

ア 立地計画書の提出の日前において市内に事務所若しくは事業所又は事業施設を有していない企業の立地であって，投下固定資産額が3億円以上であり，かつ，当該立地に係る事業施設における敷地面積（または占有する延床面積）が1,000㎡以上及び操業を開始する日において事業従事者が10人以上のもの

イ 立地計画書の提出の日前において市内に事務所若しくは事業所又は事業施設を有している企業の立地であって，投下固定資産額が3億円以上であり，かつ，当該立地に係る事業施設における敷地面積（または占有する延床面積）が1,000㎡以上及び操業を開始する日において事業従事者が10人以上のもの

ウ 立地計画書の提出の日前において市内に事務所若しくは事業所又は事業施設を有していない企業の立地であって，当該立地に係る事業施設において占有する延床面積が250㎡以上及び操業を開始する日において事業従事者が10人以上のもの

（対象事業，対象経費等）

第4条 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は対象者の行う立地に係る事業施設における営業の活動とする。

2 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）、補助金の額及び限度額等は、別表第2のとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

（申請書添付書類）

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 商業登記事項証明書

(2) 第3条第2号ア及びウに該当する企業にあっては、立地計画書の提出の日前において本社を設置していた市区町村の発行する市区町村税納税証明書（発行の日から1月以内のものに限る。）

(3) 第3条第2号イに該当する企業にあっては、柏市の市税納税証明書（発行の日から1月以内のものに限る。）

(4) 投下固定資産額を証する書類の写し（事業施設の設置に当たり取得した土地、家屋及び償却資産の費用に係る契約書の写し等）（固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。）

(5) 取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書の写し（固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。）

(6) 賃貸借契約書の写し（賃借料に対する補助に限る。）

(7) 千葉県立地企業補助金交付要綱（平成26年千葉県告示第404号）第3条第3項の規定による知事の認定を受けている場合にあつては、同条第1項に規定する立地計画認定申請書の写し及び認定を受けた際に受領した当該知事の認定を証する書類の写し

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することができる。

（規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項）

第6条 対象者は、対象事業を補助金の交付決定を行った日から5年間、申請された場所における活動を継続すること。ただし、営業の休止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認める場合を除く。

2 対象者は、補助金の交付決定を行った日から5年間、市長に事業の状況を報告するものとする。報告の書式及び報告の時期については、市長が別に定めるものとする。

3 対象者は、第1項の活動の継続及び前項の報告をできない場合は、補助金の全部、又は一部を直ちに返納しなければならない。
(標準処理期間)

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(実績報告書添付書類)

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業決算報告書

(2) 取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書(固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。)

(3) 賃借料支払証明書(賃借料に対する補助に限る。)

(4) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(補助金の経理)

第9条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(財産の処分を制限する期間)

第10条 操業を開始する日から10年又は当該財産の耐用年数のいずれか短い期間とする。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 号イ及びウ）

1	デジタル・情報通信・A I 関連産業
2	環境・エネルギー関連産業
3	ライフサイエンス・バイオ・健康・医療・食品関連産業
4	マテリアル・ナノ・ロボット関連産業
5	その他市長が特に必要と認める産業

別表第 2（第 4 条第 2 項）

対象者	対象経費	補助金の額	補助金の 限度額	交付期 間
第 3 条 第 2 号 ア、イに 規定す る企業	対象事業に要する 経費のうち，新規に 取得する投下固定 資産額	補助金の交付を 受ける年度に市 に対して納入し た対象経費に係 る固定資産税及 び都市計画税相 当額（「税相当額 補助金」という）	1 億円	1 年
第 3 条 第 2 号 ウに規 定する	対象事業の用に供 する施設の賃借に 要する経費（敷金， 礼金，各種保険料，	対象経費の 2 分 の 1（「建物賃借 料補助金」とい う）	1，000 万円	1 年（操 業開始 の日か ら 1 2

企業	共益費，駐車場代， 光熱水費，消費税そ の他直接施設の賃 借に要しない経費 を除く)			月分)
----	--------------------------------------------------------	--	--	-----

備考

- 1 一つの立地計画における補助金の限度額は1億円とする。
- 2 各年度に交付する補助金の総額は，各年度の予算の範囲内とする。